

池田事務所だより

No.53 2011.03.09

池田社会保険労務士事務所
810-0001 福岡市中央区天神 4-5-10-214
Tel 092-737-7622 Fax 092-737-7623



3月になりました。三寒四温を実感する日々が続いています。「気力で治す!」と闘い続けて30年、大敵スギ花粉も攻めてきました。いよいよ交戦開始です。

「健康保険料率」改定

今年も3月になり、例年通りに健康保険料と介護保険料が改定されましたのでお知らせします。

国健康保険協会福岡支部の健康保険・介護保険料率は、3月分保険料(平成23年4月30日納付期限分)から下記に変わります。

	旧	新
健康保険	94.0/1000	95.8/1000
介護保険	15.0/1000	15.1/1000

社会保険の保険料額表改定は、3月分から適用されますので、ほとんどの事業所では、**実際には4月に支給する給与**(4月に引落とされる社会保険料)から反映されます。

顧問先の皆様には社会保険(健康保険・介護保険・厚生年金)の各人別の詳細の保険料額を後日送付します。

今更…
「こども手当がなくなる」…
なんてこと…ないですよネ



池田事務所初の労災保険事故でした!

スタッフ吉山が、朝の通勤時に階段を一気に下ってしまい左足首人帯を痛めました。通勤災害です。1ヶ月が過ぎやっとギブスがとれスリッパではない(°o°)普通の靴で歩けるようになりました。

「もちょっと早く家を出るべし」by あまり強く言えない所長 (^^;



給与源泉所得税の扶養親族の人数の 集計方法が変わっています

毎月、給与データをFAX・メール・郵送等で送っていただきましてありがとうございます。

(給与データは池田事務所にとっての大切な情報です。連絡漏れの人の異動なんかもわかります)

今年から……所得税の扶養控除対象者の人数の集計方法が変わっています。

給与計算の扶養控除対象人数を変更していないと、年末調整のときに大幅な徴収不足が生じ、年末には還付ではなく徴収をしないといけなくなります。今一度ご確認をお願いします。

16歳未満の扶養親族は「扶養人数」からはずしてください!

